平成２８年（フ）第１３１号
長崎県長崎市岩屋町39番19号　中島アパート202号
債務者　川浪　伸也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
長崎県長崎市香焼町312番地35
債務者　芝田　圭輔
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
長崎県大村市富の原２丁目62番地１　グリーンアレイＢ棟201号
債務者　山里　和幸
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
長崎県大村市宮小路２丁目634番地１　森借家Ｃ棟
債務者　諸岡恵美子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
長崎県諫早市幸町２番25―208号県住Ｂ棟208号
債務者　畔上　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
仙台市泉区八乙女１丁目13番34号301号室、住民票上の住所仙台市泉区明石南２丁目２番地の３
債務者　谷川真由美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
群馬県桐生市相生町５丁目383番地の２　市営Ａ棟703号
債務者　小倉　文子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６７号
千葉県富津市岩瀬1023番地14
債務者　三井　利幸
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５６号
長野市豊野町豊野824番地１　金井ハイツ101
債務者　石田　光二
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
長野県須坂市大字小河原4077番地５
債務者　須田　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
兵庫県姫路市青山南２丁目９番２―507号県営青山第一住宅２号棟
債務者　江田　祐治
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７５号
兵庫県加古川市志方町永室232番地の４
債務者　長谷川伸享
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市飾磨区東堀27番地１リバーハイツ東堀101
債務者　前澤　理絵
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２１号
兵庫県赤穂市折方1062番地38
債務者　山口　真憂（旧姓大河）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県加古郡播磨町北本荘７丁目６番５号
債務者　堤　　雅俊
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８５号
奈良県桜井市西之宮299番地　桜井県営住宅９棟12号、住民票上の住所奈良県桜井市大字吉備643番地の３
債務者　髙井　政紀
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５１号
広島市南区向洋新町２丁目15番30―102号ドミエール洋光南館
債務者　中田　吉萬
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９８号
広島市西区高須３丁目８番７―602号
債務者　石田　裕士
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部